

委託契約書

- 1 委託業務の名称 医用画像保管装置保守点検業務
- 2 委託業務の場所 宮城県立循環器・呼吸器病センター
- 3 委託期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 委託金額 金_____円
(うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)
- 5 契約保証金

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「発注者」という。）と _____（以下「受注者」という。）とは、上記業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別紙「仕様書」により、頭書の委託金額で頭書の委託期間に頭書の委託業務を行うものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者・受注者協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第2条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、委託業務の遂行にあたり、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（委託業務の調査等）

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めるとともに、その業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

（業務内容の変更）

第6条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は、委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議して決めるものとする。

（委託料の支払い）

第7条 受注者は、毎月の業務完了の確認を受けた後、別紙支払計画表に基づき、発注者に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) この契約に違反し、契約に定める義務を履行しないとき。

(2) この契約の締結及び委託業務を施行する上で、不正行為、その他過失があると認められたとき。

(3) この契約に基づく発注者の指示に従わなかったとき。

2 前項の場合、発注者は、受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めをおかないものとする。

3 契約日以降において、発注者の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(損害による必要経費の負担)

第9条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者・受注者協議して決めるものとする。

2 前条第3項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときの必要経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者・受注者協議して決めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第10条 受注者は、その責めに帰する理由により、契約所定の期間に業務を履行することができないときは、発注者に対し、契約金額について遅滞日数に応じ、年5.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第11条 受注者は、発注者が発注者の責めに帰すべき理由により、賃借料を第3条第2項の支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払の日まで年5.0%の割合で計算した遅延損害金を発注者に請求することができるものとする。

(合意管轄裁判所)

第12条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(契約書作成等の費用)

第13条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

(不当介入に対する措置)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1
発注者 地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長 西 條 茂

受注者

別紙

支 払 計 画 表

支払月	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
4月分	円	円	円	円	円
5月分	円	円	円	円	円
6月分	円	円	円	円	円
7月分	円	円	円	円	円
8月分	円	円	円	円	円
9月分	円	円	円	円	円
10月分	円	円	円	円	円
11月分	円	円	円	円	円
12月分	円	円	円	円	円
1月分	円	円	円	円	円
2月分	円	円	円	円	円
3月分	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせはならない。業務が終了し、またはこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手続きにより行われなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び、在職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還、又は速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報は記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務中に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適正な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要綱等の作成)

第 13 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要綱等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。